

金沢湯涌みどりの里管理運営費

1. 金沢湯涌みどりの里管理運営事業概要 (H14～)

(1) 趣旨・目的

湯涌地区の豊かな農村資源と自然環境を活用し、地元農家が生産した農産物や加工品の販売などにより農業生産の振興を図る。

また、市民農園や果樹園での農業体験をはじめ、交流施設でのそば打ち体験、農産加工品の手作り体験のほか、地元主催による青空市などを通じて、都市と農村の交流を推進することにより、地域の振興と活性化を図る。

(2) 事業主体 金沢市

(3) 法的根拠 金沢湯涌みどりの里条例

(4) 施設概要

(ア) 市民農園

- ・農園面積 : 約3,500㎡
- ・農園區画 : 102区画 (約30㎡/区画)
- ・利用料 : 5,400円/区画 (税込)
- ・利用期間 : 4月～11月

(イ) 果樹園

- ・りんご園 : 約1,500㎡
- ・なし園 : 約1,500㎡
- ・加工用果樹 : 約1,000㎡ (ブルーベリーほか)
- ・格納庫 : 1棟 (128.2㎡)

(ウ) 農産物加工交流センター

- ・面積 : 約600㎡ (餅加工室、農産加工室、研修交流室)

(エ) ハーブ園 : 約300㎡

(オ) 芝生広場 : 約1,000㎡

(カ) 駐車場 : 約4,500㎡

(キ) 開所年月日 : 平成14年5月開所

2. 金沢みどりの里活性化事業概要 (H19～)

(1) 趣旨・目的

湯涌みどりの里で各種体験教室等の集客イベントを実施し、都市住民と地元農家の交流促進及び施設の利活用を図る。

(2) 事業内容

地元農家との交流促進として次の栽培オーナー制度と市民農園交流会を開催する。

- ・栽培オーナー制度・・・そば、じねんじょ、大根、なし

3. 金沢湯涌みどりの里利用者拡大事業 (H24～)

(1) 趣旨・目的

金沢湯涌みどりの里において、都市住民を呼び込む企画事業を実施し、利用者数の増加を図るとともに、湯涌地区の農業振興など地域の活性化を目指す。

(2) 事業内容

① 「花咲く湯涌 まるごとフェスタ」の開催費補助

(補助先) 花咲く湯涌・まちづくりネットワーク推進プロジェクト

湯涌の豊かな自然と食を楽しめる参加者体験型のイベントを実施し、湯涌の魅力を発信するとともに、都市住民との交流を図る。

- ・春まつり (「青葉の湯涌お楽しみ市」と同時開催) [5月]
- ・秋まつり (地域おこし協力隊提案事業の実施) [9月]

② そば打ち体験教室の定期開催

旅館宿泊者や市民がそば打ちを楽しめるよう8月～11月の土日、祝日に開催

③ 湯涌産大麦の試験栽培

地域おこし協力隊が地元産大麦でクラフトビールを製造するため、実証圃を設置

金沢湯涌みどりの里 利用実績

区 分	内 容 (平成28年度事業)	参加者数 (延べ人数)			
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
そば打ち教室	体験教室	1,054	1,115	1,312	1,506
オーナー制度 (重点戦略計画事業)	そば、自然薯、大根、なし	384	342	296	348
その他体験教室	大根寿司、味噌作り、 ミニ門松作り	335	294	263	265
体 験 教 室 小 計		1,773	1,751	1,871	2,119
市民農園	入園者作業 市民農園交流会	7,954	6,425	6,776	6,860
地域イベント	花咲く湯涌まるごとフェスタ (年4回) 他	15,294	14,725	20,236	23,955
合 計		25,021	22,901	28,883	32,934

※事業概要説明シートの体験教室参加者数は、平成26年度までオーナー制度を含まず

地域イベントでの利活用(平成28年度)

花咲く湯涌まるごとフェスタ (年4回) … 5, 7, 10, 1月

四ヶ村こっさ祭り… 9月

ぼんぼり祭り… 10月

湯涌校下文化祭… 10月

氷室の仕込み… 1月

○金沢湯涌みどりの里条例

平成14年3月27日

条例第5号

(目的及び設置)

第1条 本市は、金沢湯涌の緑豊かな自然環境の中で、野菜づくり、農林産物の加工その他の農林業に関する体験等を通して、市民が自然に親しみ、農林業についての理解を深めるとともに、農林業の振興と周辺地域の活性化に資するため、みどりの里を設置する。

(名称、位置等)

第2条 みどりの里の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 金沢湯涌みどりの里
- (2) 位置 金沢市湯涌荒屋町47番地
- 2 金沢湯涌みどりの里（以下「みどりの里」という。）に、農産物加工交流センター（以下「センター」という。）及び野外農業体験施設を置く。
- 3 前項の野外農業体験施設とは、市民農園、果樹園等の施設をいう。

(事業)

第3条 みどりの里は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の農林業についての体験活動に関すること。
- (2) 周辺地域の農林業の安定向上に関すること。
- (3) 市民のレクリエーション、文化活動等の助長に関すること。
- (4) 市民への施設及び設備の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第4条 みどりの里に、所長及び必要な職員を置く。

(センターの開館時間及び休館日)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 センターの休館日は、市長が別に定める。

(市民農園の使用期間)

第6条 市民農園の使用期間は、4月1日から11月30日までの間で、市長が定める期間とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(もち加工室の使用の対象者)

第7条 センターのもち加工室を使用することができるものは、農業を営んでいる者で構成する団体とする。

(使用の承認)

第8条 センター又は市民農園を使用しようとするものは、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センター又は市民農園の使用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備、構築物等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不相当であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第10条 市長は、第8条の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、センター又は市民農園の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。

(使用料)

金沢湯涌みどりの里条例

第11条 使用者は、別表に定めるセンター又は市民農園の使用料（以下「使用料」という。）を使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

（使用料の減免）

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

（損害の賠償）

第14条 みどりの里を利用する者は、みどりの里の建物、設備、構築物等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

〔平成14年規則第2号で、平成14年4月1日から施行〕

別表（第11条関係）

1 センターの使用料

区分	使用時間区分	午前 (午前9時から正午 まで)	午後 (午後1時から午 後5時まで)	夜間 (午後6時から午 後9時まで)	全日 (午前9時から午 後9時まで)
農産加工室		2,100円	2,800円	2,800円	7,200円
もち加工室		1,600円	2,100円	2,100円	5,400円
研修室		2,000円	2,500円	2,500円	6,000円

2 市民農園の使用料

第8条第1項の使用の承認に係る市民農園の使用期間につき1区画5,000円

摘要 この表の各項に規定する額に、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料とする。

○金沢湯涌みどりの里条例施行規則

平成14年3月27日

規則第3号

改正 平成16年12月27日規則第92号

[金沢市規則で定める様式における敬称の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第3条第113号による改正]

平成16年12月27日規則第94号

[金沢市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則第36条による改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢湯涌みどりの里条例（平成14年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 金沢湯涌みどりの里（以下「みどりの里」という。）の農産物加工交流センター（以下「センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(市民農園の使用に係る公募等)

第3条 市長は、新聞、インターネットその他の方法による公募によって、市民農園を使用することができる者（以下「使用予定者」という。）を決定するものとする。

2 市長は、前項の公募による応募者の数が市民農園の区画数を超えるときは、抽せんその他公正な方法により使用予定者を決定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定により使用予定者を決定した場合において、市民農園の区画に当該使用予定者の使用に供しない区画があるときは、同項の公募によらないで、当該区画に係る使用予定者を決定することができる。

(使用の申請)

第4条 条例第8条の規定により、センター又は市民農園の使用の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、金沢湯涌みどりの里使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

(平16規則94・一部改正)

(使用申請書の受付期間)

第5条 使用申請書の受付期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) センター センターを使用する日の6箇月前の日の属する月の初日から当該センターを使用する日まで

(2) 市民農園 第3条の規定により使用予定者として決定された日から2週間を経過する日まで

(平16規則94・一部改正)

(使用承認書の交付)

第6条 市長は、センター又は市民農園の使用を承認したときは、金沢湯涌みどりの里使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用料の減免)

第7条 条例第12条の規定に基づきセンター又は市民農園の使用料の減免を受けようとする者は、金沢湯涌みどりの里使用料減免申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

(原状回復等)

第8条 センター又は市民農園の使用の承認を受けた者は、その使用を終えたときは、直ちにセンター又は市民農園の設備等を原状に復さなければならない。

2 市民農園の使用の承認を受けた者は、適正にその管理をしなければならない。

(入場の制限)

第9条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯する者

金沢湯涌みどりの里条例施行規則

- (3) その他管理上支障があると認められる者
(入場者の遵守事項)

第10条 みどりの里の入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 指定区域以外の場所に車等を乗り入れないこと。
- (3) 騒音又は大声を発するなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所に入入りしないこと。
- (5) 建物、設備、構築物等をき損し、又は汚損しないように注意すること。
- (6) その他みどりの里の職員の指示に従うこと。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月27日規則第92号、金沢市規則で定める様式における敬称の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第3条第113号による改正)

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正後の書式による用紙に相当する用紙を使用してした申請その他の行為は、この規則による改正前の書式による用紙を使用してしたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙で、市長が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日まで使用することができる。

附 則 (平成16年12月27日規則第94号、金沢市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則第36条による改正)

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙で、市長が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日まで使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

その1

金沢湯涌みどりの里農産物加工交流センター使用申請書

年 月 日

(あて先)金沢市長

申請者 住 所

団体名

氏 名

金沢湯涌みどりの里の農産物加工交流センターを使用したいので、次のとおり申請します。

使用の目的				
使用の日時				
使用施設	使 用 時 間 区 分			
	午 前 (午前9時から 正午まで)	午 後 (午後1時から 午後5時まで)	夜 間 (午後6時から 午後9時まで)	全 日 (午前9時から 午後9時まで)
	農産加工室			
	もち加工室			
研 修 室				
使用人員			会場責任者	
備 考				

その2

金沢湯涌みどりの里市民農園使用申請書

年 月 日

(あて先)金沢市長

申請者 住 所

氏 名

金沢湯涌みどりの里の市民農園を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 の 期 間	
栽 培 予 定 の 作 物	
備 考	

様式第2号(第6条関係)

その1

収 第 号

年 月 日

金沢湯涌みどりの里農産物加工交流センター使用承認書

住 所

団体名

氏 名 様

金沢市長



年 月 日付けで申請のあった金沢湯涌みどりの里の農産物加工交流センターの使用について、次のとおり承認します。

使用の目的				
使用の日時				
使用施設	使 用 時 間 区 分			
	午 前 (午前9時から 正午まで)	午 後 (午後1時から 午後5時まで)	夜 間 (午後6時から 午後9時まで)	全 日 (午前9時から 午後9時まで)
	農産加工室			
	もち加工室			
研 修 室				
使用人員			会場責任者	
条 件				

その2

収 第 号
年 月 日

金沢湯涌みどりの里市民農園使用承認書

住 所

氏 名 様

金沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった金沢湯涌みどりの里の市民農園の使用について、次のとおり承認します。

使用の期間	
栽培予定の作物	
条 件	

様式第3号(第7条関係)

金沢湯涌みどりの里使用料減免申請書

年 月 日

(あて先)金沢市長

申請者 住 所

団体名

氏 名



(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢湯涌みどりの里の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用の日時(期間)	
使用する施設	
使用料の額	
減免申請額	
申請の理由	

金沢湯涌みどりの里条例施行規則

様式第1号（第4条関係）

（平16規則92・平16規則94・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

（平16規則92・一部改正）